

2026（令和8）年度
山梨県及び甲府市手話通訳者認定試験実施要領

1 目 的

この要領は、山梨県立聴覚障害者情報センターの管理に関する基本協定書（平成31年1月17日）第2条第1項第5号に基づく手話通訳を行う者を認定するための試験及び、甲府市手話通訳者養成研修事業実施要綱第4条第1項に定める甲府市手話通訳者認定試験の実施について定めるものである。

2 実 施 主 体

山梨県 及び 甲府市

3 実 施 機 関

山梨県立聴覚障害者情報センター

4 受 験 資 格

受験資格は、山梨県内に在住又は在勤し、次の各号の要件を満たすこととする。

（1）令和8年4月1日現在満18歳以上の者で、認定後は、登録手話通訳者として手話通訳業務に従事できること。

（2）次のいずれかに該当する者であること。

ア 山梨県手話通訳者養成講習会を修了した者。

イ アと同程度の養成講習会を修了した者。

ウ ア、イと同等以上の能力を有すると認められる者。

5 試 験 科 目

試験科目は、次のとおりとする。

（1）筆 記 試 験

（2）実 技 試 験

（1）及び（2）は、別紙「2026（令和8）年度手話通訳者全国統一試験の手引き」による。

（3）小 論 文 800文字（400字詰め原稿用紙2枚）

テーマ「多様な場面での意思疎通支援者としての手話通訳」

尚、テーマ及び氏名は文字数に含まれません。よって、本文から書き始め、氏名のみ2枚とも欄外（用紙右上）に記入してください。

(4) 面接

6 試験日程

令和8年12月5日(土)

9:00～9:30	受付
9:30～9:50	オリエンテーション
10:00～11:30	筆記試験
11:30～12:30	昼食
12:30～15:30	実技試験
15:30～17:00	面接

7 試験会場

山梨県立聴覚障害者情報センター

甲府市北新一丁目2-12 山梨県福祉プラザ1階

8 受験申込方法

別紙受験申込書に必要事項を記入の上、小論文と併せて令和8年9月18日(金)までに持参(9月18日午後7時までに持参)又は郵送(9月18日の消印有効)で、山梨県立聴覚障害者情報センターへ提出する。

9 受験料

無料とする。

10 合格者の発表

合格者の発表は、令和9年3月2日(火)山梨県立聴覚障害者情報センターに掲示するとともに、合格者の受験番号をウェブサイトに掲載する。

なお、受験者に対しては、令和9年3月10日(水)までに結果を通知する。

11 登録

認定試験合格者は、山梨県手話通訳者として登録する。

ただし、甲府市在住者については、甲府市手話通訳者として登録する。

12 その他

試験当日は受験票・筆記用具(鉛筆・消しゴム)・昼食を持参すること。

2026年度 手話通訳者全国統一試験の手引き

実施：山梨県立聴覚障害者情報センター
社会福祉法人 全国手話研修センター

1 試験概要

手話通訳者として必要な知識及び技能を審査するため、筆記及び実技試験の問題、採点基準、合否判定基準及び具体的実施方法等について社会福祉法人全国手話研修センターから提供を受け、各都道府県・政令指定都市試験実施団体はそれに基づき手話通訳者全国統一試験を実施します。

- (1)試験日： 2026年 12月 5日(土)
- (2)申込締切： 2026年 9月 18日(金)
- (3)合否発表： 2027年 3月 1日(月) ※実施団体への送付
- (4)試験内容： <筆記試験> 手話通訳者に必要な基礎知識・国語
<実技試験> 場面通訳
- (5)試験会場：山梨県立聴覚障害者情報センター
- (6)申 込 先：山梨県立聴覚障害者情報センター
- (7)問合せ先：(TEL:055-254-8660 FAX:055-254-8665)

2 受験対象者 下記のいずれかに該当する人

- (1)手話通訳者養成課程修了者
- (2)手話通訳者養成課程修了者と同等の知識及び技術を有する者

3 試験科目及び出題範囲

(1)筆記試験(100 分)

① 手話通訳者に必要な基礎知識

【出題範囲に対応するテキスト】 発行：社会福祉法人全国手話研修センター

「手話奉仕員養成のための講義テキスト」(第4版 2025年4月1日発行)
「手話通訳Ⅰ ホップ ステップ ジャンプ」(第3版6刷 2025年2月13日発行)
「手話通訳Ⅱ ホップ ステップ ジャンプ」(第5版 2024年7月1日発行)
「手話通訳Ⅲ ホップ ステップ ジャンプ」(第2版 2025年4月30日発行)
「手話通訳者養成のための講義テキスト 改訂版」(第4版 2025年2月13日発行)

※各テキストの重版に伴う正誤表は、ウェブサイト(QRコード)からご確認ください。
内容の詳細は、以下のホームページ内の「出版物案内」ページをご覧ください。

- ・全国手話研修センター：「出版・発行物のご案内」
<https://www.com-sagano.com/books/>
- ・全日本ろうあ連盟：「出版物のご案内」
<https://jfd.shop-pro.jp/>



② 国 語

- ・手話通訳に必要な国語についての基礎知識や総合的な国語力の範囲
- ・発音の仕方、音の区別、アクセント
- ・単語(言葉の意味、類義語、同音異義語、和語、漢語、外来語、新語、慣用句等)
- ・文法(品詞、文の構造等)
- ・文字(漢字、仮名遣い、表記法等)
- ・表現法(敬語の使い方、諸種の文章の書き方等)
- ・文章読解(やや長文の論理的な読解・要約等)
- ・簡単な文学史

(2)実技試験

場面通訳試験(場面における聞き取り及び読み取り通訳) 1 問

ろう者ときこえる人の会話場面が収められた映像(約 4 分間)が再生されます。その会話を、その場で通訳してください。出題内容は、相談、医療、労働、文化活動など、日常生活に関わる場面から出題されます。通訳の内容はビデオカメラで収録し、後日採点・評価を行います。

4 試験実施団体に提出する書類

受験申込者は、以下の書類を、試験実施団体へご提出ください。

受験申込書

記入漏れのないよう、ボールペンを使用し、楷書で正確にご記入ください。

受験票 および 受理票

※どちらも切り離さずにご提出ください

提出いただく写真は、申し込み日以前 6 か月以内に撮影された証明写真(縦 4.0cm×横 3.0cm)をご用意ください。正面から撮影された、本人確認が容易な上半身(無帽・無背景)のものとし、スナップ写真や不鮮明なものは使用できません。写真の裏面には、必ずボールペンで氏名を記入のうえ、所定の欄に貼付してください。

5 受験者への注意事項

(1)試験全般

- ・試験中は、指定場所以外への立ち入りは禁止です。喫煙は所定の場所で行います。
- ・試験会場内では、試験に関するお問い合わせには対応いたしません。
- ・試験会場入室後は、携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ・パソコン等の通信機器は使用できません。試験監督者の指示に従い、電源を切ってください。また、その他の指示にも従ってください。
- ・受験票は、合否発表まで大切に保管してください。合否・合格証書に関するお問い合わせは、試験実施団体へお願いします。
- ・試験問題(筆記試験・実技試験)の内容を、SNS その他インターネット上へ投稿・公開することを禁じます。

(2)筆記試験

- ① 試験当日は、受験票を忘れずに持参し、試験中は机の上に置いてください。
- ② 試験開始 30 分前までに入室し、受験番号と同一番号の席に座ってください。
- ③ 筆記用具は、鉛筆、消しゴムをお持ちください。

(3)実技試験

実技試験は受験番号順に実施します。呼び出しがあるまで静かに待機してください。

受験番号

山梨県及び甲府市手話通訳者認定試験受験申込書

申込日：令和 8 年 月 日

氏 名	フリガナ	生年 月 日	昭和 年 月 日 平成		
		印 性 別	男・女	年齢	満 歳
現 住 所	〒 電 話 () ファックス ()				
勤 務 先	名称 住所 〒 電 話 () ファックス ()				
仕事の内容					
山 梨 県 手話通訳者 養成講習会 の 修 了	有 ・ 無 年度	県 外 手話通訳者 養成講習会 の 修 了	有 ・ 無 年度		
手話サークル 活 動 の 経 験	年 か月	手話 サークル名			
手話活動等の 経 歴					
統一（登録） 試験受験経験	1) 統一試験（平成 1 7 年度以降） ☐ 初めて受験 ☐ 過去に () 回受験 2) 他の手話通訳試験（他県・本県平成 1 6 年度以前）の受験経験 ☐ 有 ☐ 無 3) その他 ()				

2026年度 手話通訳者全国統一試験
受 験 票

実施団体記入欄	
試験実施団体名	受験番号
山梨県立 聴覚障害者情報センター	

フリガナ		6ヶ月以内撮影 写真貼付 縦 4.0cm×横 3.0cm
氏 名		

2026年度 手話通訳者全国統一試験
受理票(実施団体保管)

実施団体記入欄	
試験実施団体名	受験番号
山梨県立 聴覚障害者情報センター	

フリガナ				6ヶ月以内撮影 写真貼付 縦 4.0cm×横 3.0cm
氏 名				
生年月日	(西 暦 ・ 昭 和 ・ 平 成) 年 月 日 生			
住 所	(〒 ー)			
連絡先	メール			
	TEL		FAX	